

雲州往来私見

——格言類を中心——

三 保 サト子

はじめに

「雲州往来」は、往来物の嚆矢として、古来、広く世に流布してきた。平安後期の硯学、藤原明衡の手に成ると伝えられるこの消息集は、和漢の先行作品を自在にふまえ、消息文としての実用性と豊かな文学性とを兼ね備えた名文集ということが出来る。

本書は、「日本教科書大系古往来(一)」に収められているが、従来、その内容解釈についても、文章や語彙、語法等についても、また、成立に關わる諸問題や出典研究等々についても、研究は意外なほど遅れている。その原因の一は、手軽に利用できる訓下し文が示されていないことにあると考え、先に、「雲州往来享祿本研究と総索引・本文・研究篇」を公刊した。^(注1)その際、解釈の便宜のために、「頭注」・「補注」を施したが、収め切れないものも多く、また、新たに出典を見出ししたり、解釈に修正を要する点も生じたため、ここに、その一部を採り上げて旧稿の補いとし、大方の御叱正を得たいと思う。本稿に採り上げたのは、特に、格言の類である。格言、および、ことわざ、また、先哲にまつわる故事などは、古代から、程度の差こそあれ、人々の心情・行動を律してきた。平安、鎌倉、また、室町、江戸時代にあっても、当時の人々にとって、それらは、今日の

我々が考える以上に大きな意味を持っていたように思われる。「雲州往来」を学ぶということは、即ち、こうした故事、格言、成語といったものを修得することでもある。教科書として高い評価をうけてきた理由の一は、こうしたところにもあったように思われる。

なお、本稿の類が、格言、ことわざの史的、かつ、実証的考察の一助ともなれば幸いである。

一、妖ハ徳ニ勝タ不、仁能ク邪ヲ却ク

(上四十五3、23オ2・3)

次のような文脈に表われる。

右、日者、恠異類ニ示シテ、夢想閑ナラ不、夫、妖ハ徳ニ勝タ不、仁能ク邪ヲ却ク、殊ニ吉日ヲ扱シテ仁王講ヲ修(ス)可(シ)、(下略)

凶事の前兆かと思われるような不思議が続くので仁王講を修すというのである。「妖ハ徳ニ勝タ不、仁能ク邪ヲ却ク」という格言の通り、仁王経詠誦の徳が邪悪なものを却けてくれるからである。

右の格言の内、上一句は「史記」に出るものであるうか。

帝太戊懼問伊陟、伊陟曰、臣聞、妖不勝徳、帝之政、其有闕與、帝其修徳、(史記、三、殷本紀)

『続教訓鈔』にも

墨子云ク、人ヲ愛シ人ヲ利スルトキハ、天必スコレニ福ス、人ヲ惡ミ人ヲ賤ムトキハ天必スコレヲ禍ス、史記云ク、妖ハ徳ニ勝ス、(第六冊、日本古典全集)

とある。『十訓抄』六「妖は徳に勝たず、仁は百禍を除くぞいへり」、前田木色葉字類抄「妖不勝徳」の例は、(頭注)に示した。

下一句は、「仁能ク邪ヲ却ク」である。これに同一のものは未だ見出ししていないが、類似するものに、「仁除ニ百禍」がある。

列子、孫叔敖、為^(時)兒□、出遊見^(時)兩頭蛇、殺而埋^(時)之、飯泣白^(時)母曰、兒聞、兩頭蛇、見者必死、恐^(時)后^(時)人見、乃理^(時)之、母曰、尔有^(時)陰徳、必有^(時)陽報、徳勝^(時)不祥、仁除^(時)百禍、汝无^(時)憂矣、敖后^(時)為^(時)楚相也、(蒙求、叔敖陰徳、大永五年本、傍訓を省く)

『蒙求和歌』でも、「ノチノ人ノミテシナムコトヲ、シミテ、フカクウツミツレハ、ステニ陰徳アリ、ソレ陰徳アレハ陽報アリ、徳ハ不祥ニ勝、仁ハ百禍ヲノソク」(伝慈鎮写本)とある。『蒙求』は諸本間に入りがちようだが、手許の「標題徐状元補注蒙求」(箋註蒙求、明和四年六月、寛政四年二月再刻)や「新釈漢文大系」(早川光三郎著、明治書院)では、これがかかり詳しくなっており、その話の典拠は「列女伝」だといふ。準古注本とされる亀田本(亀田長興校、寛政十二年刊)でも「列女伝」を引く。

(前略)母曰、無^(時)憂、汝不^(時)死、吾聞^(時)之、有^(時)陰徳者、天報以^(時)福、人聞^(時)之、皆驗^(時)其為^(時)仁也、及^(時)為^(時)令尹、未^(時)治而国人

信^(時)之、列女伝曰、有^(時)陰徳者陽報^(時)之、徳勝^(時)不祥、仁除^(時)百禍、天之処^(時)高聽^(時)卑、爾必興^(時)於楚、及^(時)長^(時)為^(時)令尹、老終、(徐状元補注蒙求)

「列女伝」の「孫叔敖母」には、確かに、夫有^(時)陰徳者、陽報^(時)之、徳勝^(時)不祥、仁除^(時)百禍、(列女伝補注、国学基本叢書)

とある(文字・語句面に小異)。「列子」にありするのは「明文抄」も同じだが、「列子」における当該句の確認は未だできていない。

有^(時)陰徳者必有^(時)陽報、徳勝^(時)不祥、仁除^(時)百禍、(列子(明文抄、三、人事部上)

「十訓抄」にも、同一句のあること、前掲のとおりである。

参照「隱徳ノ(之)家ニ陽報必ス至ル者也」(下二十一、8、64ウ6)

二、文厨子ノ(之)嘲り(中四十七、42ウ4)

この格言は、次の文脈に表われる。

書籍ヲ読ムト雖(毛)、其ノ心ヲ得^(時)不^(時)ルハ、則、文厨子ノ(之)

嘲^(時)リ有^(時)(ラム)、且ハ以^(時)(テ)反覆、且(ハ)覽抄ス可^(時)(キ)也、

貸してあった「文選四卷」の返却をうけるに際し、学問する姿勢について説く条である。本文から明らかにならない、「文厨子ノ(之)嘲り」は、即ち、「書籍ヲ読ムト雖(毛)、其ノ心ヲ得^(時)不^(時)ル」ことをいう。

「観智院本世俗諺文」に次のようにみえる(訓点略)。

書厨子書肆、楊子法言曰、婦書而不要仲尼謂、云々

晋書云、書籠(以下空白)

「書厨子」は「文厨子」に同じである。しかし、諺文であるとは知られるが、詳しくない。「晋書云」とは次をさしていようか。

時右丞傳迪、好広詭書、而不解其義、柳唯詭老子而已、迪每輕之、柳云、卿詭書雖多無所解、可謂書籠矣、
〔晋書、列伝三十一、劉柳伝〕

「書籠」とは書物を納めておくつづらのことであるが、転じて、本を読むだけでその意義を解しないものをいう。「書厨」、「書肆」にも同様の用法がある。「文厨子」もまた同様である。

案殷陳三床側、典墳堆座隅、客嘲稱三傳辭、俗喚号書厨、
〔本朝統文粹、卷一、雜詩、致光、初冬述懷百韻〕

三、阜禽ノ〔之〕声、〔子〕若昊ニ聞ユル者也

〔下九七・八、60才4・5〕

右の格言は、叙位の議を明日にひかえて、今回の加級に預ることを願う宮内大輔の消息中に使われている。自分の正当な主張は、必ず天に通じるはずだという気持ちである。

「阜」は沢地、「阜禽」は沢の鶴のこと。春の天を「蒼」、夏の天を「昊」というが（爾雅）、こゝは、合せて、天をいう。

先に、「蒙求」の「秦宓論天」をふまえたものかと記した〔補注〕。そこには、「詩経」を引いて、天に頭・耳・足（また、姓）があると答えた話のついでに、こゝは、「秦宓論天」まで行かず、「詩経」だけでよさそうである。即ち、「詩経」の小雅、「鶴鳴于九阜、声聞于野」とあり、「鶴鳴于九阜、声聞于野」とある。「九阜」とは、多くの沢の意で、この詩句は、隠れた

賢人のほまれは自然に遠くまで聞こえること、あるいは、君子が不遇な地にあってもその名は朝廷（天子）に聞こえること、などを教えたものである。

詩云、鼓鐘于宮、声聞于外、鶴鳴于九阜、声聞于天、

〔前漢書、列伝三十五、東方朔伝〕

令野無鶴鳴之嘆、〔後漢書、列伝四十四、楊震伝〕

鶴鳴九阜、猶載厥声、〔文選、潘安仁、為賈誼作贈陸機〕

本邦では、「本朝文粹」卷十一、詩序、鳥の部に、藤雅材の「五言、仲春積奠聽講毛詩、同賦鶴鳴九阜」の一文がある。

四、季老止足ノ〔之〕誠メヲ〔下十五三、62才10〕

本文には次のようにある。

一ハ季老止足ノ〔之〕誠メヲ思ヒ、一ハ松子養生ノ〔之〕

術ヲ尋ヌ、而〔ル〕ヲ未〔ク〕懸車ノ〔之〕年齢ニ及〔バ〕

〔宋〕画馬ノ謹信ヲ尊ニセント欲、須ク忠格ヲ輪シテ、偏ニ臥

苦〔夜〕ヲ致サン、

当状は、権大納言を拜命した感激と抱負を述べたものである。不遇の長い年月を送り、ある時は老子のことばに従って分に安んじようと思ひ、また、ある時は松子の如く世を捨てて隠遁生活に入ることと考えたが、まだ、致仕の年令でもないで、このたびの拜命を機会に、もう一度、誠心誠意のおつとめに励もうと決意を新たにしている、というのである。

次が出典である〔補注〕参照。

知不足不辱、知止不殆、可以長久、(老子、立戒)

右の警句は、「止足」「知足」等の形で、職を辞するときの辞表に用いられることが多い。用例を引いておく。

徵臣筋力先衰、止足之思彌切、臣之所請、誰謂不忠、(本朝文粹、卷四、表上、江匡衡、為入道前内大臣、辞闕白表)

今此時也、昔羊叔子之婦、故里也、指三疏而為吾師、鄭君之萃、新材也、推五倫而進其位、何以忘止足、猶欲

触逆鱗、(同、卷四、表下、江匡衡、為入道前太政大臣、

辞職并封戸准三宮第二表、永祚二年三月十七日)

歩榮路以迷止足、(同、卷四、表下、江匡衡、為入道

前太政大臣、辞職并封戸准三宮第四表、永祚二年五月五日)

伏願、聖鑑曲垂允容、褫臣官職、早許翹首之誠、令守止足之分、(同、卷五、表下、致仕、後江相公、為貞

信公、請致仕表、天曆三年正月三日)

望請、殊曲天慈、被收官爵、然則上隨老子止足之跡、

下避少汙朝之譴、(同、卷五、表下、辞狀、前中書主

請被停職中務省卿狀、寛和二年正月二十五日)

非敢掛冠而効三疎、欲亦知足而免三懼、(同、卷五、

表下、江匡衡、為四條大納言、請罷中納言左衛門督狀、寛

弘年月日)

伏冀、知其止足、察其榮分、(同、卷七、書狀、善相公、

奉管右相府書、昌泰三年十月十一日)

猶持闕衛之節、止足知分、月照九井之西、重載畏危、

(本朝統文粹、卷五、表下、敦基、知足院禪定前太相國辞、右

大臣第三表、康和四年十月七日)

不如隨老子止足之誠、運小臣保身之籌、(同、卷五、

狀、明衡、辞大將、二条闕白辞、左近衛大將、狀、康平五年四

月十一日)

揣分以思退讓、矣、李老之選訓無忘、(同、卷五、狀、明

衡、請罷參議并勘解由長官職狀)

然間風痺相侵、露命殆危、不如辞兩職、以守李老知足之文、

訪三代、以替葛氏苦口之藥、(同、卷五、狀、実範、請

特蒙天恩、被止所帶大學頭文章博士職、狀、康平五年十月

華、夷、^{ホコリ}穆々、^{ヤハラクヤスシ}之化、^ニ李老有^リ照^{ヤハラテ}々々、^{ミヤコ}之

樂、(^ニ心安四年本垂髮往來、1才3、声点略)

即引華客、於宴席、可守李老之安蹤云々(同右、13才2、

声点略)

底本には、他に、

○ 李老ノノ之、道(中三十八8、39才7)

○ 元満ノノ之、誠メ、古賢之ヲ恐ル(下十八4、63才10・63ウ

一)

としてみえるものがある。これらも、「李老止足の誠め」に同様で

ある。就中、「元満の誠め」も辞状の類に引用されることが多い。

請弭博陸之名、將守元満之誠、(本朝統文粹、卷四、

敦光、辞闕白表、保安三年五月十七日)

五、淇澳ノ〔之〕竹、吳江ノ〔之〕松（下二十一5、64ウ5）

一日ノ魚書ニ、戸部尚書ニ拜セリ、齡衰邁ナリト雖（モ）、類ニ鴻慈ニ浴ス、是則、奉公式無ク、私門ヲ顧ミ不ルカ〔之〕致ス所也、淇澳ノ〔之〕竹、吳江ノ〔之〕松、情貞勁ヲ論（ズ）ルニ、何ノ慝カ〔之〕有ラン、隱徳ノ〔之〕家ニ陽報必ス至ル者也、

このたびの民部卿拜命は、ひとえに無私の心で忠勤に励んだ賜である、貞勁を代表する（ものとして名あがる）「淇澳ノ〔之〕竹」にしる「吳江ノ〔之〕松」にしる、その心の強さ、正しさにおいて、自分は、決して引けをとらない、という自負を述べている。

「淇澳の竹」は、貞心の象徴である。衛の武公を讃えた詩をふまえ、武公をも暗示する。「瞻彼淇澳、緑竹猗猗、有匪君子、如切如磋、如琢如磨、瑟兮僂兮、有匪君子、終不可諼兮」（詩経、衛風、淇澳）。「見緑竹猗猗、則知衛地淇澳之産、見在其版屋、則知秦野西戎之宅」（文選、左太冲、三都賦序）

「淇澳」は、河南省淇県の西北、淇園。「淇園之竹」として有名である。

「吳江」は、太湖から流れ出る川で、吳淞（松）江とも松江とも、また、松陵江ともいう。太湖は、今の江蘇省と浙江省との間に広がる大湖で、震沢、五湖ともいう。周回約四三二キロメートル。

吳江影下築烏宿、巫峽光中眺猿啼、（文華秀麗集、桑原腹赤、和滋内史秋月歌）

衰影遙知楚山桂、余香猶想吳江楓、（同右、巨識人、神泉苑）

九日落葉篇

湘南齊葉之草、結恨於春雨之朝、江東吳松之波、遺懷於秋風之夕、（本朝文粹、卷三、大江以言、詳春秋対策）
「江東」は、揚子江下流の南岸、戦国時代の呉の地方、今の江蘇省の一带をいう。

松江在吳、故称吳松、（江談抄、第六、長句事、称雲直又夢沢号楚雲一事）

問題は、「吳江の松」が「淇園の竹」に匹敵するほどのものであったかどうかであるが、この点は、多少、疑わしい。「……の竹」と「……の松」とが対照されているわけで、この取り合わせからして、また、「吳江」が松江、松陵江などとも称されるところからして、「吳江の松」は文飾ではあるまいか。

こうした文飾は、可能であつたらしい。

占魏柳於黛、点燕脂於唇、（本朝文粹、卷一、大江朝綱、男女婚姻賦）

右は、「燕脂」の「燕」を戦国時代のそれにみため、これに対照して「柳」の上に「魏」（戦国時代の一國）を冠したものである。

ところで、松も、竹に同じく、貞心を象徴するものである。

望請、鴻慈將任温臙、且競、袿養於風樹、且争、貞心於霜松、（本朝文粹、卷六、奏狀中、大江朝綱、請、殊蒙、鴻慈一拜、任温臙、狀、延長三年二月十五日）
花北有、五粒松、雖、小不、失、勁節、花南有、数竿竹、雖、細能守、貞心、人皆見、花、不見、松竹、臣願我君兼惜、松竹、

云爾、謹序、(同、卷十、詩序、菅贈大相國、春惜桜花
應製)

六、隱徳ノ(之)家ニ陽報必ス至ル者也(下二十一8、64ウ6)

前項と同一の書状にみえる格言である(本文は前項参照)。忠勤一筋の誠が認められて、民部卿を拜命したことをいう。

前稿では、「淮南子」第十八、人間訓、「明文抄」三、人事部上および、「塵芥」の用例を引いた(補注)。「淮南子」と同様のことは「説苑」貴徳にもみえている。「明文抄」の「列子」に關しては、未だ、確認していない。

有陰徳者必有陽報(隱信者有顯感)陰一徳(観智院本
世俗諺文、卷首、散佚卷次目次、声点略)

「書言字考節用集」では「陰徳陽報」の語に、「(列女伝)有^ル一^ノ者陽報之又見(淮南子、五雜俎)」とみえる。

因係するものとして、「白氏長慶集」、他に次のようにある。

陰徳既必報、陰禍豈虛施、(白氏長慶集、卷二、誦史五首)

陰徳有報、雖信夏侯之前言、宿痼未瘳、欲訪秋夫之秘術、(本朝統文粹、卷五、敦光、中御門右丞相辭内大臣表、長承三年七月十一日)

参照 「妖ハ徳ニ勝タ不、仁能ク邪ヲ却ク」(上四十五3、23オ
2・3)

七、已ニ履ヲ取(ラ)不(ル)儀ヲ乖ケリ

(下三十五6、71ウ5)

当状は、桂の領地に瓜を植えたところ、毎夜、それが盗まれるの

で、「博士(ノ)判官」宛、これを訴え出たものである。

邵平カ(之)跡ヲ尋(ネ)テ、五色ノ(之)瓜ヲ殖(ヘ)令(ム)、
而(ル)ニ隣子村男、夜毎ニ之ヲ掠ム、令条ノ指(ス)所、盗
倫ニ准スル歟、已ニ履ヲ取(ラ)不(ル)儀ヲ乖ケリ

「履ヲ取(ラ)不(ル)儀ヲ乖ケリ」は、「瓜田不納履」という格言をふまえたものであるが、ここでは、単なるたとえではなく、まさに「瓜田」そのものである点、引用の妙がある。

書陵部本に、「已乖不納履之儀」(下20ウ2)とあり、寛永刊本に、「已乖不納履之儀」(下24オ2)とある。

この格言は、「文選」の楽府、「君子行」にみえる。

君子防未然、不^レ処嫌疑問、瓜田不^レ納履、李下不^レ正冠、
嫂叔不^レ親授、長幼不^レ比肩、勞謙得^レ其柄、和光甚^レ独難、
周公下^レ白屋、吐^レ哺不^レ及^レ餐、一沐三^レ握髮、後世稱^レ聖賢、

この一篇は、李善註本にない。六臣註本には、この第三・四句につき、「補曰、納取也、取履疑^レ盜瓜、正冠疑^レ盜李也」とある。

即ち、その「納」は「取」の意であって、「瓜畑の中では履がぬげても瓜を盗むと見られるといけなから俯して履を取らない。」(諸橋轍次著、大漢和辞典)と解釈される。「納」にオサム、イルと付訓したものは、誤解を生じやすく、この点、底本は、より適切な訓詁法を背景としているようである。^(注)

「納ら不」という訓詁は、しかし、原文の文脈において要求されるものである。この格言を日常的な書簡の場において表記し、かつ、相手の誤解をあらかじめ避けようとするとき、「取ら不」という用字が採用される。「取」字は和語「とる」の訓漢字、日常々用漢字

であるから、これを使用すれば、「くつをとらざる……」との格言が、間違ひなく伝達できよう。

なお、『文選』伝本との関わりについては、「其ノ功甫メテ就セリ」(中四十六五・六、42オ6)を参照のこと。

八、李老人ニ贈ルニ言ヲ以テス (下四十三50、75ウ2)

当状は、遠く大宰府に下ることになった大宰帥のものである。下向に当り、別れの宴が催される。

一 兩日経廻ノ之問、旨酒嘉肴、甲宅ノ之菓、丙穴ノ之鱗、芳贈ヲ期ス耳、李老人ニ贈ルニ言ヲ以テス、祖席ノ之問、一絶ヲ賦ス可(主)歟、交態已ニ久シ、芳契ヲ忘ル、コト莫(カレ)、

席上、惜別の詩を贈ることは慣例であつたと思われるが、ここではその行為を李老の故事に做つたものである。

「李老」は既出(第四項)。老子の姓は李。「人」は孔子をいう。老子が孔子を送るに言をもつたという故事は、『史記』の「孔子世家」にみえている。

魯南宮敬叔言魯君曰、請与孔子適周、魯君与之一乘车、兩馬、一豎子、俱適周問礼、蓋見老子云、辞去、而老子送之、曰、吾聞、富貴者、送人以財、仁人者、送人以言、吾不能富貴、竊仁人之号、送子以言、曰、聰明深察而近於死者、好議人者也、博辯廣大、危其身者、發人之惡者也、為入子者毋以行己、為入臣者毋以有己、孔子曰、周反于魯、(史記、孔子世家第十七)

本邦では、『本朝文粹』他に、次のように引用されている。

夫別者、古今所重也、李老贈人以言、楊子臨岐以泣、

(本朝文粹、卷九、詩序、慶保胤、暮春於文章院、餞諸故人赴任同賦、別方山水深、各分二字)

昔仲尼之去周也、仁者相贈以言、今上人之赴唐也、親知各露其贈、(同、卷九、詩序、慶保胤、仲冬餞齊上人赴唐

同賦、贈以言各分一字、探得輕字)

昔尼父之去、周、老聃(聃)所以贈言、子高之還魯、季節由其攬淚、(同、卷九、詩序、紀在昌、夏夜於鴻臚館、

餞北客婦鄉)

仁人餞送之日、贈以言、(本朝統文粹、卷三、菅原宣忠、

通書信對策)

終りに

以上、採り上げたのは、わずか八項目であり、『雲州往來』全体からすれば、ごく一部にすぎない。また、問題点をできるだけ絞って論じたために、書状全体の用向き、前後の解釈など、言葉の足りない部分も多いことと思う。こうした点については、注1文獻によって補っていたら幸いである。

注1 昭和五十七年三月十一日、和泉書院刊。以下の用例は本書

の「訓下し文」による。用例の末尾に、(上四十五3、23オ2)のようにして示すのは、上巻、第四十五状、頭注番

号3、底本第二十三丁、表二行の意。

注2

訓詁法・解釈法に諸説がある。詳細は省くが、「一説に、クツニイレズと読んで履をはきかえない義といふ。」(右、大漢和辞典)との説、「瓜畑では、たとえ靴が脱げても、うつむいて(身をかかめる)靴をはくことをしない。それは、靴をはくまねをして瓜を盗んでいのではないかと人から疑いをかけられないためである。「履を納れず」は靴に足を入れないという意で、「履に納れず」と読むべきであるが、むかしから「履を」と習慣的に読んでいる。」(加藤常賢・水上静夫著、中国故事名言辞典、角川書店、昭和五十四年五月十日、九一頁)との説、他がある。

(福井大学教育学部助教授)